

アンカーハンドリングウインチ

改正対象

揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチに関する SOLAS 条約の改正 (IMO 決議 MSC.532(107)) が 2026 年 1 月 1 日から発効している。

本会は、従来の「揚貨設備規則」を「揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則」に改め、当該条約及び関連ガイドライン (MSC.1/Circ.1662 及び MSC.1/Circ.1663) の要件を本会規則に取入れている。

一方、国内法においては、船舶安全法施行規則及び船舶設備規程 (国海安第 141 号) 並びに関連の船舶検査心得 (国海安第 143 号) 及び船舶検査の方法 (国海査第 360 号の 2、国海査第 375 号の 2) が改正され、2026 年 1 月 1 日より施行されている。

今般、アンカーハンドリングウインチに関する国内法の改正等を踏まえ、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 日本籍船舶におけるアンカーハンドリングウインチの適用対象を、「国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶」に施設されるものから「総トン数 300 トン以上の船舶」に施設されるものに改める。
- (2) 日本籍船舶における 2026 年 1 月 1 日より前に搭載されるアンカーハンドリングウインチについて、2026 年 1 月 1 日以降の最初の定期的検査までに、設計、建造、搭載に関わる要件が適用となる旨改める。
- (3) 2026 年 1 月 1 日前に起工又は同等段階にある船舶であって、国際航海に従事しない船舶 (内航船) に施設されるアンカーハンドリングウインチについて、適用期日を 2028 年 1 月 1 日以降の最初の間接検査、定期検査又は登録検査完了の日となることを明記する。
- (4) 操作保守マニュアルの作成について、国内法の指針を考慮するよう規定する。
- (5) 国内法の文言に揃えるよう規定本文中の文言を改める。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX26-08

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則 2 編 アンカーハンドリングウインチ 1 章 総則 1.1 一般 1.1.1 適用 (日本籍船舶用) -1. 本2編の規定は、登録規則2章の船級登録を受ける又は受けた総トン数 <u>300</u> トン以上の船舶に施設される登録規則2章及び3章に基づき符号を付与して登録を受けるアンカーハンドリングウインチ及び装具に適用する。 -2. 前-1.に規定するアンカーハンドリングウインチのうち、2026年1月1日以降に搭載されるものは、本<u>2</u>編に定める規定及び主管庁が適当と認めるところに従い、設計、建造、搭載及び試験を実施する。 -3. 前-1.に規定するアンカーハンドリングウインチのうち、2026年1月1日より前に搭載されるものは、2026年1月1日以降の最初の定期的検査の日までに本	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則 2 編 アンカーハンドリングウインチ 1 章 総則 1.1 一般 1.1.1 適用 (日本籍船舶用) -1. 本2編の規定は、登録規則2章の船級登録を受ける船舶又は受けた国際航海に従事する総トン数 <u>500</u> トン以上の船舶に施設される登録規則2章及び3章に基づき符号を付与して登録を受けるアンカーハンドリングウインチ及び装具に適用する。 -2. 前-1.に規定するアンカーハンドリングウインチのうち、2026年1月1日以降に搭載されるものは、本<u>2</u>編に定める規定及び主管庁が適当と認めるところに従い、設計、建造、搭載及び試験する。 -3. 前-1.に規定するアンカーハンドリングウインチのうち、2026年1月1日より前に搭載されるものは、2026年1月1日以降の最初の定期検査の日までに本2	国内法（船舶設備規程）の適用に揃える。 国内法（船舶設備規程）の適用期日に揃える。

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
2 編に定める規定に従い設計、建造、搭載、試験及び詳細検査を実施する。ただし、試験及び詳細検査にあっては、2026 年 1 月 1 日より前に、主管庁が認めた他の国際規則に基づき発行された試験及び詳細検査の有効な証明書を有する場合は、この限りでない。 -4. 前-2.にいう「2026 年 1 月 1 日以降に搭載されるもの」とは次のアンカーハンドリングウインチのことをいう。 (1) 2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に<u>搭載</u>されるアンカーハンドリングウインチ (2) 前(1)以外の船舶については、契約上の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となるアンカーハンドリングウインチ又は契約上の納入日が無いアンカーハンドリングウインチについては、実際の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となるアンカーハンドリングウインチ -5. 搭載時期にかかわらず、すべてのアンカーハンドリングウインチ及び装具は、本 <u>2 編</u>に定める規定に従い、運転試験、詳細検査、保守、操作及び点検を行う。 <u>-6. 前-2., -3.及び-5.にかかわらず、2026 年 1 月 1 日前に起工又は同等段階にある船舶であって、国際航海に従事しない船舶に搭載されるアンカーハンドリングウインチ及び装具は、設計、建造、搭載、試験、詳細検査、運転試験、保守、操作及び点検に関わる事項の適用を 2028 年 1 月 1 日以降の最初の間接検査、定期検査又は登録検査完了の日までとすることができる。</u>	編に定める規定に従い定期的試験及び詳細検査を実施する。ただし、2026 年 1 月 1 日より前に、主管庁が認めた他の国際規則に基づき発行された試験及び詳細検査の有効な証明書を有する場合は、この限りでない。 -4. 前-2.及び-3.にいう「2026 年 1 月 1 日以降に搭載されるアンカーハンドリングウインチ」とは次のアンカーハンドリングウインチのことをいう。 (1) 2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に<u>施設</u>されるアンカーハンドリングウインチ (2) 前(1)以外の船舶については、契約上の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となるアンカーハンドリングウインチ又は契約上の納入日が無いアンカーハンドリングウインチについては、実際の納入日が 2026 年 1 月 1 日以降となるアンカーハンドリングウインチ -5. 搭載時期にかかわらず、すべてのアンカーハンドリングウインチ及び装具は、本 <u>2 編</u>に定める規定に従い、運転試験、詳細検査、保守、操作及び点検を行う。 (新規)	現存内航船は、2 年延期の 2028 年 1 月 1 日が基準となる。 国内法における内航船の「定期検査又は中間検査」は NK での「定期検査又は中間検査」と同じ。

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
-7. 前-1.以外の揚錨船に搭載されるアンカーハンドリングウインチ及び装具にあっては、申込みに基づき、本 2 編の規定を適用する<u>ことがある</u>。 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) 1.1.2 同等効力 -1. 本 2 編の規定により難いアンカーハンドリングウインチは、<u>本会が本 2 編の規定に適合するものと同等の効力があると認めるものに限り、本 2 編の規定によらないことができる。</u> -2. <u>既製のアンカーハンドリングウインチであって本会が本 2 編と同等と認める他の規則又は規格に適合するものは、本会の必要と認める試験及び検査に合格すれば、本 2 編に適合するものとみなす。</u> 1.2 定義 1.2.1 定義 本 2 編における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から(15)に定めるところによる。 (1) 「アンカーハンドリングウインチ」とは、海中作業におけるアンカー及び係船索の配置、回収及び再配置の目的のためのあらゆるウインチのことをいう。 (2) 「装具」とは、アンカーハンドリングウインチ又は荷重の一部を構成せず、主要構造部に荷重を	-6. 前-1.以外の揚錨船に搭載されるアンカーハンドリングウインチ及び装具にあっては、<u>主管庁の要件に従わなければならない。ただし、主管庁の要件が無い場合は、</u>申込みに基づき、本 2 編の規定を適用する。 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用) (新規) (新規) (新規) 1.2 定義 1.2.1 定義 本 2 編における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から(15)に定めるところによる。 (1) 「アンカーハンドリングウインチ」とは、海中作業におけるアンカー及び係船索の配置、回収及び再配置の目的のためのあらゆるウインチのことをいう。 (2) 「装具」とは、アンカーハンドリングウインチ又は荷重の一部を構成せず、主要構造部に荷重を	他船級規則適合品に対する適用など、同等性も考慮できる規定とする。 同上

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
伝えるためのワイヤ、チェーン、リング、フック、シャックル、スィベル等、アンカーハンドリングウインチから取外しのできる部品をいう。 (日本籍船舶用) (3) 「ブレーキ保持力」とは、ウインチブレーキの設計<u>上</u>で保持できる<u>最大</u>力のことをいう。 (4) 「ブレーキ保持能力」とは、ウインチブレーキがブレーキのスリップを生じずに<u>耐</u>えることができる最大ラインプルをいう。 (5) 「最大ラインプル」とは、ウインチが<u>ライン（索又は錨鎖等）</u>を牽引できる最大の持続的な<u>引張</u>力をいう。 (6) 「静的ボラードプル」とは、船舶が最大出力（すなわち、<u>最大連続定格（MCR）100%</u>）で前進速度がゼロの状況に発生<u>させ</u>ることができる、最大の持続的な牽引力のことをいう。 (7) 「ワイヤ」とは、アンカーハンドリングウインチによるアンカーの取扱いのために使用される専用の索（ワイヤロープ、合成繊維ロープ又はチェーンケーブル）をいう。ワイヤは装具に<u>接続するものを含む場合もある</u>。 (8) 「チェーンストッパー」とは、ウインチドラムに<u>作用する負荷を軽減するため</u>、ワイヤの一部を<u>固定して</u>保持する装置をいう。 (9) 「適格者」とは、本 <u>2 編</u>に規定される職務を実施するための知識及び経験を有した本会検査員	伝えるためのワイヤ、チェーン、リング、フック、シャックル、スィベル、<u>クランプ</u>等、アンカーハンドリングウインチから取外しのできる部品をいう。 (日本籍船舶用) (3) 「ブレーキ保持力」とは、ウインチブレーキの設計最大力のことをいう。 (4) 「ブレーキ保持能力」とは、ウインチブレーキがブレーキのスリップを生じずに<u>堪</u>えることができる最大ラインプルをいう。 (5) 「最大ラインプル」とは、ウインチが牽引できる最大の持続的な力をいう。 (6) 「静的ボラードプル」とは、船舶が最大出力（すなわち、<u>100%連続最大出力</u>）で前進速度がゼロの状況に発生<u>す</u>ることができる、最大の持続的な牽引力のことをいう。 (7) 「ワイヤ」とは、アンカーハンドリングウインチによるアンカーの取扱いのために使用される専用の索（ワイヤロープ、合成繊維ロープ又はチェーンケーブル）をいう。ワイヤは装具に<u>接続されることもある</u>。 (8) 「チェーンストッパー」とは、ウインチドラムの負荷を軽減することができる、ワイヤの一部を固定<u>及び</u>保持する装置をいう。 (9) 「適格者」とは、本 <u>2 編</u>に規定される職務を実施するための知識及び経験を有した本会検査員	クランプは一般的に揚貨装置に使用される揚貨装具なので削除する。 文言修正，以下同様

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
をいう。ただし、主管庁が認める場合はこの限りでない。 (10) 「点検」とは、アンカーハンドリングウインチ又は装具が継続して安全に使用できる良好な作動状態であることを確認するために、責任者が実施する評価をいう。 (11) 「責任者」とは、本 <u>2 編</u>に規定される職務を実施するための必要に応じた知識及び経験を有し、船長又は SOLAS 第 IX 章 1 規則に定義される会社により指名された人員をいう。 (12) 「詳細検査」とは、アンカーハンドリングウインチ又は装具が継続的な使用のために安全であるか否か、また、主管庁の適用可能な要件に適合しているか否かについて決定するための、適格者により実施される詳細な評価をいう。 (13) 「保守」とは、アンカーハンドリングウインチ又は装具について、継続して安全に使用できる良好な作動状態を保持するために責任者により実施される活動をいう。 (14) 「運転試験」とは、アンカーハンドリングウインチ及び関連する装具の作動または構成部品の正しい機能を検証するために責任者により実施される試験のことをいう。 (15) 「荷重試験」とは、アンカーハンドリングウインチ及び関連する装具の構造安全性及びその支持構造の適切性を確認するために、適格者の立ち合いの<u>もとで最大ラインプルを超えた荷重を負荷して実施する試験</u>をいう。	をいう。ただし、主管庁が認める場合はこの限りでない。 (10) 「点検」とは、アンカーハンドリングウインチ又は装具が継続して安全に使用できる良好な作動状態であることを確認するために、責任者が実施する評価をいう。 (11) 「責任者」とは、本 <u>2 編</u>に規定される職務を実施するための必要に応じた知識及び経験を有し、船長又は SOLAS 第 IX 章 1 規則に定義される会社により指名された人員をいう。 (12) 「詳細検査」とは、アンカーハンドリングウインチ又は装具が継続的な使用のために安全であるか否か、また、主管庁の適用可能な要件に適合しているか否かについて決定するための、適格者により実施される詳細な評価をいう。 (13) 「保守」とは、アンカーハンドリングウインチ又は装具が<u>継続して安全に使用できる良好な作動状態を保持するために責任者により実施される活動</u>をいう。 (14) 「運転試験」とは、アンカーハンドリングウインチ及び関連する装具の作動または構成部品の正しい機能を検証するために責任者により実施される試験のことをいう。 (15) 「荷重試験」とは、アンカーハンドリングウインチ及び関連する装具の構造安全性及びその支持構造の適切性を確認するために、適格者の立ち合いの<u>上で実施する最大ラインプルを超えた試験</u>をいう。	

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
2 章 試験及び検査	2 章 試験及び検査	
2.1 一般 2.1.5 作動不能のアンカーハンドリングウインチ、関連装置及び装具 作動不能のアンカーハンドリングウインチ、関連装具及びワイヤによるリスクを低減するため、船長により次に掲げる行動が取られなければならない。 (1) 安全な航海の<u>計画立案及び実施にあたり</u>，作動不能のアンカーハンドリングウインチ，関連装置及びワイヤの<u>取扱い</u>を考慮すること。 (2) 作動不能のアンカーハンドリングウインチ，関連装置及び装具を操作することを禁止するための措置を講じること。 (3) <u>適切な固縛用具又は移動防止のための用具を使用し，作動不能のアンカーハンドリングウインチ，関連装置及び装具並びにその構成部品の意図しない移動を防止すること（該当する場合に限る）。</u> (4) 作動不能のワイヤ及び装具は，使用中のワイヤ及び装具とは別に保管し，作動不能であることを標示すること。 (5) 必要な修理が完了し，荷重試験（又は装具に対する製造者の行う荷重試験）及び詳細検査が行われるまで，アンカーハンドリングウインチ，関連装置，装具及びワイヤが作動不能であることを	2.1 一般 2.1.5 作動不能のアンカーハンドリングウインチ、関連装置及び装具 作動不能のアンカーハンドリングウインチ，関連装具及びワイヤによるリスクを低減するため，船長により次に掲げる行動が取られなければならない。 (1) 安全な航海の<u>計画と実行において</u>，作動不能のアンカーハンドリングウインチ，関連装置及びワイヤを考慮すること。 (2) 作動不能のアンカーハンドリングウインチ，関連装置及び装具の操作の防止 (3) <u>必要な場合，適切な固縛及び防止装置によるアンカーハンドリングウインチ，関連装置及び装具の制御されない動きの防止</u> (4) 作動不能のワイヤ及び装具は，使用中のワイヤ及び装具と分けて保管し，作動不能であることを標示しなければならない。 (5) 必要な修理が完了し，荷重試験（又は装具に対する製造者の行う荷重試験）及び詳細検査が行われるまで，アンカーハンドリングウインチ，関連装置，装具及びワイヤが作動不能であることを	文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
記録し、その他関連の詳細情報も船上で使用する書類に記録すること。 2.3 登録検査 2.3.1 提出図面その他の書類 (-1.及び-2.は省略) -3. 新規に製造されるアンカーハンドリングウインチに対する次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類は、参考用とする。 (1) アンカーハンドリングウインチの仕様書 (2) 前-2.に掲げる承認用図面及び書類についての計算書又は検討書 (3) アンカーハンドリングウインチの操作保守マニュアル (4) コミッショニング試験要領書 (5) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料 (6) その他本会が必要と認める図面及び書類 -4. 製造後登録検査では、2026 年 1 月 1 日以降に搭載されたアンカーハンドリングウインチ及び装具に対する図面及び資料は、原則として-2.及び-3.に規定するものとするが、本会は、過去の検査記録及び証明書等の提出を求めて一部の図面及び書類の提出を省略することを認めることがある。	記録すること。 2.3 登録検査 2.3.1 提出図面その他の書類 (-1.及び-2.は省略) -3. 新規に製造されるアンカーハンドリングウインチに対する次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類は、参考用とする。 (1) アンカーハンドリングウインチの仕様書 (2) 前-2.に掲げる承認用図面及び書類についての計算書又は検討書 (3) アンカーハンドリングウインチの操作保守手引書 (4) コミッショニング試験要領書 (5) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料 (6) その他本会が必要と認める図面及び書類 -4. 製造後の登録検査では、2026 年 1 月 1 日以降に搭載されたアンカーハンドリングウインチ及び装具に対する図面及び資料は、原則として-2.及び-3.に規定するものとするが、本会は、過去の検査記録及び証明書等の提出を求めて一部の図面及び書類の提出を省略することを認めることがある。	文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
2.3.2 検査* (日本籍船舶用及び外国籍船船舶用) -1. <u>製造中登録検査</u>では、次の(1)から(5)に掲げる時期にアンカーハンドリングウインチの構造及び工事の施工状態について検査を行い、良好な状態であることを確認する。 (1) 主要構造部の内業加工及び組立中、本会が指定したとき (2) 主要構造部を船舶に搭載したとき (3) 駆動装置にあっては、要部の仕上げ加工が終了したとき。また、検査員が必要と認めた場合は、中間加工工程における適当なとき (4) 他の場所で製造された材料、部品又は装置をアンカーハンドリングウインチに引き当てるとき (5) その他本会が必要と認めるとき -2. <u>製造中登録検査</u>では、次の(1)から(8)に掲げる試験、検査を行い、良好な状態であることを確認する。 (1) 鋼船規則 K 編の規定に適合した材料の使用が要求される場合は、当該規則に定める試験 (2) 鋼船規則 M 編の規定に適合した溶接工事が要求される場合は、当該規則に定める試験 (3) 検査員により非破壊試験が要求された場合は、当該試験 (4) 駆動装置の陸上試運転 (5) 各種安全装置、<u>警報装置</u>及び保護装置の作動試験(制動試験及び電源遮断試験を含む。)。当該試験	2.3.2 工事の検査* (日本籍船舶用及び外国籍船船舶用) -1. 次の(1)から(5)に掲げる時期にアンカーハンドリングウインチの構造及び工事の施工状態について検査を行い、良好な状態であることを確認する。 (1) 主要構造部の内業加工及び組立中、本会が指定したとき (2) 主要構造部を船舶に搭載したとき (3) 駆動装置にあっては、要部の仕上げ加工が終了したとき。また、検査員が必要と認めた場合は、中間加工工程における適当なとき (4) 他の場所で製造された材料、部品又は装置をアンカーハンドリングウインチに引き当てるとき (5) その他本会が必要と認めるとき -2. 次の(1)から(8)に掲げる試験、検査を行い、良好な状態であることを確認する。 (1) 鋼船規則 K 編の規定に適合した材料の使用が要求される場合は、当該規則に定める試験 (2) 鋼船規則 M 編の規定に適合した溶接工事が要求される場合は、当該規則に定める試験 (3) 検査員により非破壊試験が要求された場合は、当該試験 (4) 駆動装置の陸上試運転 (5) 各種安全装置及び保護装置の作動試験(制動試験及び電源遮断試験を含む。)。当該試験は、(6)	文言修正 製造中登録検査の内容であることを明記する。 なお、「製造中又は製造後」とは、アンカーハンドリングウインチの「製造中又は製造後」のことをいう。 同上 国内法(検査の方法)の試験規定を踏まえて警

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
験は、(6)のコミッショニング試験で実施することでも差し支えない。 (6) コミッショニング試験（船上搭載後） (7) 詳細検査（2.4 による） (8) その他本会が必要と認める試験 <u>-3. 製造後登録検査では、次の(1)から(3)に掲げる試験，検査を行い，良好な状態であることを確認する。</u> <u>(1) 各種安全装置，警報装置及び保護装置の作動試験（制動試験及び電源遮断試験を含む。）。</u> <u>(2) 詳細検査（2.4 による）</u> <u>(3) その他本会が必要と認める試験</u> -4. 前-1.から-3.に規定する試験及び検査（以下，本項において「検査」という。）の実施にあつては，通常の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。 2.3.3 コミッショニング試験 -1. アンカーハンドリングウインチのコミッショニング試験は，製造者の指示又は主管庁が適当と認める同等の安全性を提供する国内又は国際基準に従い実施しなければならない。少なくとも，次の(1)から(4)に掲げる事項について実施し，アンカーハンドリングウインチが良好な状態にあることを確認する。 (1) アンカーハンドリングウインチの正確な作動を確認するための軽荷重による機能試験及び作動範囲全体にわたる作動試験 (2) アンカーハンドリングウインチの能力及び健全性並びにウインチの船体への取付部及び支持構造の妥当性を検証するための荷重試験（過負荷	のコミッショニング試験で実施することでも差し支えない。 (6) コミッショニング試験（船上搭載後） (7) 詳細検査（2.4 による） (8) その他本会が必要と認める試験（新規） <u>-3. 前-1.及び-2.に規定する試験及び検査（以下，本項において「検査」という。）の実施にあつては，通常の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u> 2.3.3 コミッショニング試験 -1. アンカーハンドリングウインチのコミッショニング試験は，製造者の指示又は主管庁が適当と認める同等の安全性を提供する国内又は国際基準に従い実施しなければならない。少なくとも，次の(1)から(4)に掲げる事項について実施し，アンカーハンドリングウインチが良好な状態にあることを確認する。 (1) アンカーハンドリングウインチの正確な作動を確認するための軽荷重による機能試験及び作動範囲全体にわたる作動試験 (2) アンカーハンドリングウインチの能力及び健全性並びにウインチの船体への取付部及び支持構造の妥当性を検証するための荷重試験	報装置の作動試験を明記する。外国籍船舶用にも追記する。 製造後登録検査の内容を規定する。 国内法（検査の方法）の

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
警報装置の作動試験を含む。) (3) 緊急離脱及びワイヤの残存保持力（張力）の試験。当該試験は、陸側のストロングポイントに取り付けたワイヤ又は海底のアンカーに取り付けたワイヤ若しくは同等の配置を用いて実施しなければならない。また、緊急離脱後の残存ブレーキ保持力は、試験により検証されなければならない。 (4) 静的ボラードプル試験及びブレーキ保持力試験を含めた、アンカーハンドリングウインチのシステム全体の機能試験。ただし、試験により、ブレーキ保持力が検証できない場合は、計算により実証しなければならない。 (-2.から-4.は省略) 2.4 詳細検査 2.4.1 アンカーハンドリングウインチ 詳細検査では、(1)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い、良好な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 船体構造との固着部 (c) 駆動装置 (d) 各種安全装置、<u>警報装置</u>及び保護装置	(3) 緊急離脱及びワイヤの残存保持力（張力）の試験。当該試験は、陸側のストロングポイントに取り付けたワイヤ又は海底のアンカーに取り付けたワイヤ若しくは同等の配置を用いて実施しなければならない。また、緊急離脱後の残存ブレーキ保持力は、試験により検証されなければならない。 (4) 静的ボラードプル試験及びブレーキ保持力試験を含めた、アンカーハンドリングウインチのシステム全体の機能試験。ただし、試験により、ブレーキ保持力が検証できない場合は、計算により実証しなければならない。 (-2.から-4.は省略) 2.4 詳細検査 2.4.1 アンカーハンドリングウインチ 詳細検査では、(1)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い、良好な状態にあることを確認する。ただし、検査員が必要と認めた場合には、(2)に掲げる項目について詳細な検査を行う。 (1) 通常の検査項目 (a) 主要構造部 (b) 船体構造との固着部 (c) 駆動装置 (d) 各種安全装置及び保護装置	試験規定を踏まえて荷重試験とし過負荷警報装置の試験規定を追記する。外国籍船舶用にも追記する。 国内法（検査の方法）の試験規定を踏まえて警

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
(e) アンカーハンドリングウインチの最大ブレーキ保持能力, 最大ライン<u>プル</u>等の標示及び関連証明書の有効性 (f) アンカーハンドリングウインチの操作保守<u>マニュアル</u>の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測, 非破壊試験, 軸受の開放検査 (b) 駆動装置の開放検査 (c) 各種安全装置, <u>警報装置</u>及び保護装置の作動試験 2.4.2 装具 詳細検査では, (1)から(3)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い, 良好な状態にあることを確認する。ただし, 検査員が必要と認めた場合には, (2)に掲げる項目について開放検査を行う。 (1) ワイヤ全長 (2) チェーン, リング, フック, シャックル, スイベル等 (3) 装具の制限荷重及び識別記号の標示並びに関連証書の有効性 2.5 定期的試験 2.5.1 一般 (-1.は省略) -2. 当該試験には, 各種安全装置, <u>警報装置</u>及び保護	(e) アンカーハンドリングウインチの最大ブレーキ保持力, 最大ライン<u>牽引力</u>等の標示及び関連証明書の有効性 (f) アンカーハンドリングウインチの操作保守<u>手引書</u>の船内保管 (2) 検査員が必要と認めた場合の検査項目 (a) 主要構造部の板厚計測, 非破壊試験, 軸受の開放検査 (b) 駆動装置の開放検査 (c) 各種安全装置及び保護装置の作動試験 2.4.2 装具 詳細検査では, (1)から(3)に掲げる項目について目視により詳細な検査を行い, 良好な状態にあることを確認する。ただし, 検査員が必要と認めた場合には, (2)に掲げる項目について開放検査を行う。 (1) ワイヤ全長 (2) チェーン, リング, フック, シャックル, スイベル, <u>クランプ</u>等 (3) 装具の制限荷重及び識別記号の標示並びに関連証書の有効性 2.5 定期的試験 2.5.1 一般 (-1.は省略) -2. 当該試験には, 各種安全装置及び保護装置の作動	報装置の作動試験を明記する。外国籍船舶用にも追記する。 クランプは一般的に揚貨装置に使用される揚貨装具なので削除する。 国内法（検査の方法）の

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
装置の作動試験（制動試験及び電源遮断試験を含む。）を含めること。 3 章 設計、建造、搭載 3.2 アンカーハンドリングウインチ 3.2.1 速度制御及びハンドリング (-1.は省略) (日本籍船舶用) -2. ウインチの操作制御は、制御レバーをウインチの操作者から遠ざけることによりワイヤを繰り出し、制御レバーを操作者に向けて引くことにより巻き上げるものでなければならない。すべての操作制御について、その目的と操作方向を恒久的に<u>表示</u>しなければならない。 (-3.は省略) 3.2.2 張力制御 -1. アンカーハンドリングウインチは、アンカーの<u>引っ掛かり</u>、絡まり又は同様の状況となった場合において、装置が過負荷とならないよう張力制御機能を備えたものでなければならない。 (-2.は省略) 3.2.3 過負荷警報及び監視 -1. ウインチは、<u>連続的</u>な荷重監視及び可視可聴の過	試験（制動試験及び電源遮断試験を含む。）を含めること。 3 章 設計、建造、搭載 3.2 アンカーハンドリングウインチ 3.2.1 速度制御及びハンドリング (-1.は省略) (日本籍船舶用) -2. ウインチの操作制御は、制御レバーをウインチの操作者から遠ざけることによりワイヤを繰り出し、制御レバーを操作者に向けて引くことにより巻き上げるものでなければならない。すべての操作制御について、その目的と操作方向を恒久的に<u>標示</u>しなければならない。 (-3.は省略) 3.2.2 張力制御 -1. アンカーハンドリングウインチは、アンカーの<u>スタック</u>、絡まり又は同様の状況となった場合において、装置が過負荷とならないよう張力制御機能を備えたものでなければならない。 (-2.は省略) 3.2.3 過負荷警報及び監視 -1. ウインチは、<u>継続的</u>な荷重監視及び可視可聴の過	試験規定を踏まえて警報装置の作動試験を明記する。外国籍船舶用にも追記する。 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
負荷警報を備えたものでなければならない。 -2. 過負荷警報は、<u>低レベル(制限荷重より低い荷重)</u>の負荷に対して<u>設定</u>可能でなければならない。 3.2.4 制御場所 -1. 主制御場所（<u>主制御装置を備える場所</u>）は、船橋上甲板エリアを<u>明瞭に見渡せる場所</u>としなければならない。操作者はアンカーハンドリングウインチ及び関連する装置を<u>目視により監視</u>することができ、視界が<u>妨げられる場合は、この目的のためにカメラ又は映像監視装置を備えなければならない。</u> （-2.は省略） -3. 各制御場所は、次の(1)から(4)に掲げる事項を<u>満たさなければならない。</u> (1) 主制御場所との双方向通信のための手段 (2) <u>誤作動を防止するための措置</u> (3) 人員の適切な保護を確保するための措置 (4) 320Lux 以上の十分な照明の<u>配置</u> 3.2.5 スプーリング装置 アンカーハンドリングウインチには、遠隔操作が可能なスプーリング装置（ワイヤ及びケーブルをウインチドラムに均一に巻き取るための装置）を備えなければならない。 3.2.6 緊急離脱 -1. アンカーハンドリングウインチは、通常状態及びデッドシップ状態の両方において、安全かつ制御された方法により、<u>ワイヤに掛かる荷重の緊急離脱が円滑に行</u>	負荷警報を備えたものでなければならない。 -2. 過負荷警報は、低レベルの負荷に対して<u>プログラム可能</u>でなければならない。 3.2.4 制御場所 -1. 主制御場所は、船橋の甲板エリアを<u>はっきりと見渡せる場所</u>としなければならない。操作者はアンカーハンドリングウインチ及び関連する装置を<u>視覚的に監視</u>することができ、視界が遮られる場合は、この目的のためにカメラ又は映像監視装置を備えなければならない。 （-2.は省略） -3. 各制御場所は、次の(1)から(4)に掲げる事項を<u>満たさなければならない。</u> (1) 主制御場所との双方向通信のための手段 (2) <u>不用意な作動を防止するための配置</u> (3) 人員の適切な保護 (4) 320Lux 以上の十分な照明 3.2.5 スプーリング装置 アンカーハンドリングウインチには、遠隔操作が可能なスプーリング装置を備えなければならない。 3.2.6 緊急離脱 -1. アンカーハンドリングウインチは、通常及びデッドシップ状態の両方において、安全かつ制御された方法により、<u>ラインに掛かる荷重の緊急離脱が円滑に行える</u>	文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
えるよう設計されなければならない。 -3. 緊急離脱の作動制御は、<u>誤操作又は誤作動</u>が行われないように保護しなければならない。 (-4.は省略) -5. 緊急離脱の操作手順は、船橋及びウインチの<u>操作位置に明瞭に表示</u>しなければならない。 (-6.は省略) 3.2.7 チェーンストッパー -1. 揚錨船には、チェーン又はワイヤの<u>ためのストッパー</u>（以降、チェーンストッパーという。）を備えなければならない。 -2. チェーンストッパーは、ストッパーが<u>作動又は解除された際に起動する可聴警報</u>を備えなければならない。 (-3.は省略) -4. チェーンストッパーの緊急離脱は、ワイヤの離脱を防止する又は離脱中にワイヤの<u>引っ掛かり</u>又は絡まりを引き起こし得るピン及び他の部品の離脱も含めなければならない。 -6. チェーンストッパーの緊急離脱機構は、<u>誤操作又は誤作動</u>が行われないように保護しなければならない。 -7. 緊急離脱の操作手順は、船橋及び緊急離脱制御機側に<u>明瞭に表示</u>しなければならない。 (-8.は省略)	よう設計されなければならない。 -3. 緊急離脱の作動制御は、<u>意図しない始動</u>が行われないように保護しなければならない。 (-4.は省略) -5. 緊急離脱の操作及び指示事項は、船橋及びウインチ側に<u>明確に掲示</u>しなければならない。 (-6.は省略) 3.2.7 チェーンストッパー -1. 揚錨船には、チェーン又はワイヤストッパー（以降、チェーンストッパーという。）を備えなければならない。 -2. チェーンストッパーは、ストッパーが<u>掛かった又は外れた際に起動する可聴警報</u>を備えなければならない。 (-3.は省略) -4. チェーンストッパーの緊急離脱は、ワイヤの離脱を防止する又は離脱中にワイヤの<u>スタック</u>又は絡まりを引き起こし得るピン及び他の部品の離脱も含めなければならない。 -6. チェーンストッパーの緊急離脱機構は、<u>意図しない始動</u>が行われないように保護しなければならない。 -7. 緊急離脱の操作のための指示は、船橋及び緊急離脱制御機側に<u>明確に表示</u>しなければならない。 (-8.は省略)	文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
3.4 標示 3.4.1 銘板 -1. アンカーハンドリングウインチには、少なくとも次(1)から(12)に掲げる情報を含む恒久的に固定された銘板を備えなければならない。 (1) 製造者の詳細（<u>名称</u>，住所） (2) 型式名及び型式番号 (3) <u>製造番号</u> (4) 製造<u>年月</u>日及び搭載<u>年月</u>日 (5) 動力の詳細（<u>電源の配電方式及び電圧</u>） (6) ワイヤの<u>仕様</u>（長さ，直径など） (7) 最大ブレーキ保持能力（<u>メトリック</u>トン） (8) 最大ラインプル（<u>メトリック</u>トン） (9) 最大静的ボラードプル（<u>メトリック</u>トン） (10) 検査員の刻印欄 (11) ドラム<u>寸法</u> (12) ウインチ<u>速度</u> -2. 前-1.(4)から(12)に掲げるアンカーハンドリングウインチの詳細な仕様は，船上に保管された他の文章（例えば，アンカーハンドリングウインチの操作保守マニュアル）に記載することとして差し支えない。 -3. 船上に保管する図書は，固有の<u>製造番号</u>を参照するなどして，実物のアンカーハンドリングウインチと明確な関係があることを確実にしなければならない。 （-4.及び-5.は省略）	3.4 標示 3.4.1 銘板 -1. アンカーハンドリングウインチには，少なくとも次(1)から(12)に掲げる情報を含む恒久的に固定された銘板を備えなければならない。 (1) 製造者の詳細（<u>名前</u>，住所） (2) 型式名及び型式番号 (3) <u>シリアルナンバー</u> (4) 製造日及び搭載日 (5) 動力の詳細 (6) ワイヤの<u>詳細</u>（長さ，直径など） (7) 最大ブレーキ保持能力（トン） (8) 最大ラインプル（トン） (9) 最大静的ボラードプル（トン） (10) 検査員の刻印欄 (11) ドラム<u>サイズ</u> (12) ウインチ<u>スピード</u> -2. 前-1.(4)から(12)に掲げるアンカーハンドリングウインチの詳細な仕様は，船上に保管された他の文章（例えば，アンカーハンドリングウインチの操作保守<u>手引書</u>）に記載することとして差し支えない。 -3. 船上に保管する図書は，固有の<u>シリアルナンバー</u>を参照するなどして，実物のアンカーハンドリングウインチと明確な関係があることを確実にしなければならない。 （-4.及び-5.は省略）	文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
4章 操作, 保守, 点検及び運転試験 4.2 アンカーハンドリングウインチ 4.2.1 保守, 点検及び運転試験 -1. 保守, 点検, 運転試験及びこれらの間隔は, 船舶及びアンカーハンドリングウインチの運航特性等を考慮し, <u>法定要件, 製造事業者の推奨, 業界標準又は主管庁の要求事項に従ったものでなければならない。</u> -2. すべてのアンカーハンドリングウインチ及び関連装置は, <u>海洋環境条件により重大かつ加速的な劣化及び腐食が生じるおそれがあることを考慮し, これに応じた点検及び保守体制を構築し, 実施しなければならない。</u> -3. アンカーハンドリングウインチ及び関連装置の保守及び点検は, <u>高所作業, 閉囲された場所への立入り及びその他の危険作業を考慮し, 当該作業の実施手順(安全な接近の確保を含む。)を策定しなければならない。</u> -4. 次の(1)から(6)については, 特に<u>留意しなければならない。</u> (1) 主要構造部材の腐食及び損傷 (<u>ウインチフレーム, 支持構造部材 (ベッドプレート), ドラム, 基礎及び基礎接続部 (溶接部及び接合部のボルト含む。))</u>) (2) <u>機械部品の衰耗, 腐食及び損傷 (油圧又は空気圧シリンダー, ピン, ウインチドラム, チェーンホ</u>	4章 操作, 保守, 点検及び運転試験 4.2 アンカーハンドリングウインチ 4.2.1 保守, 点検及び運転試験 -1. 保守, 点検, 運転試験及びこれらの間隔は, 船舶やアンカーハンドリングウインチの運航プロファイル等の要素を考慮し, 製造者の推奨, 業界<u>基準及び主管庁が認める推奨事項に従ったものとする</u>こと。 -2. すべてのアンカーハンドリングウインチ及び関連装置は, <u>著しい劣化や腐食を加速させる海洋環境の条件に脆弱であると考え, 保守及び点検の制度は適切に実施すること。</u> -3. アンカーハンドリングウインチ及び関連装置の保守及び点検は, <u>高所での作業, 閉囲区域への立ち入り及びその他の危険性を伴う可能性がある。これらの危険性は, 安全なアクセスを含めて, 作業を実施するための関連手順の作成において考慮すること。</u> -4. 次の(1)から(6)については, 特に<u>注意を払うこと。</u> (1) <u>ウインチフレーム及びベッドプレート, ドラム, 溶接及びボルトを含む基部及び基部の接続部と</u>いった, 主要構造部材の腐食及び損傷 (2) 油圧又は空気圧シリンダー<u>及びピン, ウインチドラム, チェーンホイール, ワイヤスプーリング及びガイド装置, クラッチ, 軸受, ローラー, シ</u>	文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
イール、スプーリング装置、クラッチ、軸受、ローラー、軸、歯車、ブレーキ及びその他これに類するもの) (3) 安全、保護及び制限装置の適切な設定及び機能確認 (4) アンカーハンドリングウインチ全体の状態及び機能の適切性（特に、配管、ホース、油圧装置、スプーリング装置、モーター、電気設備及び制御装置） (5) アンカーハンドリングウインチに付属する保守用作業台及びその延長部を含む、アンカーハンドリングウインチに安全に接近するためのすべての手段の腐食及び損傷（特に、支柱ブラケット及び溶接部） (6) すべてのワイヤの証明書類及び識別 -5. 損傷、破損、摩耗又は腐食したワイヤ（<u>端末部及び装具との接続部を含む</u>）は、製造者の推奨、関連業界標準又は国際標準に従って点検し、廃棄しなければならない。 -6. 点検の結果、責任者がアンカーハンドリングウインチの運転を適当でないもの、又は法令要件に適合していないものと認めた場合、当該アンカーハンドリングウインチについて、不備が是正されるまでの間、休止状態としなければならない。当該アンカーハンドリングウインチには、「使用禁止」であることを明確に標示し、使用を禁止する旨を標示した年月日を記録し、その他関連の詳細情報も船上で使用する書類に記録しなければならない。休止状態の間は、2.1.5の規定に従わなければならない。	<u>ャフト、ギア、軸受け並びにブレーキを含む機械構成部品の</u>衰耗、腐食及び損傷 (3) 安全、保護及び制限装置の適切な設定及び機能 (4) アンカーハンドリングウインチ全体の状態及び適切な機能。特に、配管、ホース、油圧装置、スプーリング装置、モーター、電気及び制御装置 (5) 付属の保守用プラットフォーム及びエクステンションを含む、アンカーハンドリングウインチに安全にアクセスするためのすべての手段の腐食及び損傷（特に、サポートブラケット及び溶接部） (6) すべてのワイヤの認証及び識別 -5. <u>装具に接続される端部を含め</u>、損傷、破損、摩耗又は腐食したワイヤは、製造者の推奨、関連業界規格、または国際規格の要件に従って点検し、廃棄すること。 -6. 点検が完了した際に、アンカーハンドリングウインチ操作上で安全でない、又は主管庁の適用可能な要件に適合しないと責任者が判断した場合、適格者により欠陥の是正が確認されるまで、アンカーハンドリングウインチは休止状態としなければならない。アンカーハンドリングウインチには、使用禁止の旨明確に標示し、その状態は記録しなければならない。休止状態の間は、2.1.4の規定に従わなければならない。	文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
らない。 <u>-7. アンカーハンドリングウインチの緊急離脱を実施する場合, 3.2.6-6.及び 3.2.7-8.に掲げる事項に留意しなければならない。</u> 4.2.2 保守マニュアル -1. アンカーハンドリングウインチの保守マニュアルは製造者によって提供されなければならない。2026年1月1日より前に搭載されたアンカーハンドリングウインチの保守マニュアルにあつては, <u>製造者から関連資料が入手できない場合, アンカーハンドリングウインチについて十分な知識を有する第三者から提供されたもの</u>とすることができる。 -2. 保守マニュアルには, 少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) <u>「アンカーハンドリングウインチに特有の点検体制及び保守計画の説明」, 「点検表」 及び「検査及び保守の実施に用いる主要な工具及びその他の関連物品の一覧」</u> (2) <u>定期的な保守及び修理に関する手順</u> (3) 技術的な保守情報 (4) <u>推奨する潤滑剤又は潤滑油及びフィルタ交換に関する情報</u> (5) <u>ベアリングの保守に関する情報（該当する場合に限る。）</u> (6) <u>「交換可能な部品又は構成品の一覧」並びに「当該部品又は構成品の検査, 保守及び交換の手順」</u> (7) <u>予備品の入手先の一覧</u>	(新規) 4.2.2 保守マニュアル -1. アンカーハンドリングウインチの保守マニュアルは製造者によって提供されなければならない。2026年1月1日より前に搭載されたアンカーハンドリングウインチの保守マニュアルにあつては, <u>製造者によって提供されたものが利用不可能な場合, 能力を有する第三者によって保守マニュアルが提供されなければならない。</u> -2. 保守マニュアルには, 少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) <u>アンカーハンドリングウインチ固有の点検制度及び保守スケジュール, チェックリスト, 重要な工具又は点検及び保守を実施する際に使用される他の物品のリスト</u> (2) <u>日常の修理及び保守の指示</u> (3) 技術的な保守情報 (4) <u>推奨される潤滑剤, 油及びフィルター交換の情報</u> (5) <u>必要な場合, ベアリング保守の情報</u> (6) <u>交換可能な部品及び構成品のリスト及びこれらの点検, 保守, 交換手順</u> (7) <u>予備品の供給元リスト</u>	3 章の緊急離脱実施後の確認規定を保守, 点検の要件の一部として引用する。 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
(8) <u>点検及び保守の記録のための標準様式</u> (9) <u>「運転試験の手順」及び「運転前後の試験点検手順」</u> (10) <u>「点検時に特に注意を要する構成品の一覧」及び「構成品の点検及び保守の手順」</u> (11) <u>「構成品及び機器の交換」及び「開放整備の推奨間隔」</u> (12) <u>塗装及び腐食保護システムの維持に関する情報</u> (13) <u>アンカーハンドリングウインチが長時間作動されない場合における特別な点検及び保守に関する情報</u> <u>-3. 保守マニュアルは国内法の指針も適宜参照して作成しなければならない。</u> 4.2.3 点検及び保守の記録 -1. <u>アンカーハンドリングウインチ並びにその構成部品及び構造部材について、定期的な点検及び保守に関する記録を作成し、船内に保管しなければならない。</u> -2. <u>定期的な点検及び保守に関する記録は、必要な情報を含むものであり、明確に判読でき、かつ、責任者により認証されている場合に限り、任意の様式で作成することができる。ただし、製造者の推奨事項があれば、それを活用しなければならない。</u> 4.2.4 操作 -1. <u>アンカーハンドリングウインチ及び関連装置を操作する人員は、資格を有し、当該装置に習熟し、船長</u>	(8) <u>点検及び保守記録の書式例</u> (9) <u>運転試験の手順及び運転試験前の点検手順</u> (10) <u>点検時に特に注意を払うことが要求される構成部品のリスト及びこれらの部品の点検、保守手順</u> (11) <u>構成部品及び装置の交換並びに開放の推奨間隔</u> (12) <u>塗装及び腐食保護システムの維持に関する情報</u> (13) <u>アンカーハンドリングウインチが長時間作動されない場合における特別な点検及び保守に関する情報</u> (新規) 4.2.3 点検及び保守の記録 -1. <u>アンカーハンドリングウインチ又はその構成部品の日常の点検及び保守の記録は、船上に保管しなければならない。</u> -2. <u>点検及び保守の記録は、各記入事項が必要な情報を含み、明確に判読可能であり、責任者により認証されたものであれば、任意の書式に記して差し支えない。ただし、製造者が推奨するものがあれば、それを使用しなければならない。</u> 4.2.4 操作 -1. <u>アンカーハンドリングウインチ及び関連装置を操作する人員は、資格を有し、装置に習熟し、船長によ</u>	国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
により承認されなければならない。	って承認されなければならない。	
-2. アンカーハンドリングウインチの操作に関与するすべての人員は、作業中における自らの役割を理解し、特に、作業の開始、調整又は停止に必要なとなる信号又は合図について理解していなければならない。	-2. アンカーハンドリングウインチの操作に関与するすべての人員は、作業中の各自の役割、特に操作を開始、調整又は停止させるために必要な信号を理解していなければならない。	文言修正
-3. アンカーハンドリングウインチの操作に関与するすべての人員は、作業に適した個人用保護装具を装備しなければならない。	-3. アンカーハンドリングウインチの操作に関与するすべての人員は、作業に適した個人用保護装具を装備しなければならない。	
-4. アンカーハンドリングウインチの操作は、特定された危険性を最小化するよう、計画し、監督し、実施されなければならない。	-4. アンカーハンドリングウインチの操作は、特定されたリスクが最小化されるように、計画、監督及び実施されなければならない。	文言修正
-5. 手順及び指示は、アンカーハンドリングウインチの特定の型式に関連するものであり、操作マニュアルに記載しなければならない。	-5. 手順及び使用説明書は、アンカーハンドリングウインチの特定の型式に関連し、操作マニュアルに含めなければならない。	文言修正
-6. 船舶の動揺、傾斜、環境条件（海象を含む）、最大風速、突風、氷雪の付着等の運用制限条件及びアンカーハンドリングウインチの制限（最大ラインプル、最大ブレーキ保持能力等）について十分に考慮しなければならない。	-6. 船舶の運動、傾斜、海象等の環境条件、突風等の最大風速、着氷及び積雪等の制限的な操作条件並びに最大ラインプル及び最大ブレーキ保持能力等のアンカーハンドリングウインチの制限について十分な考慮しなければならない。	文言修正
-7. アンカーハンドリングウインチの操作に関与する船上の人員と他の船舶又は海洋施設の人員との間で、効果的な連絡体制を確保しなければならない。	-7. アンカーハンドリングウインチの操作に関与する船上の人員と他の船舶又は洋上設備の人員との間で有効な通信を確立しなければならない。	文言修正
-8. アンカーハンドリングウインチ及び作業区域への安全な接近手段を確保し、当該作業に関与する人員のための安全区域を設けなければならない。	-8. アンカーハンドリングウインチ及び作業エリアへの安全なアクセス手段を確立しなければならない。また、作業に関与する人員にとって安全な場所を確保しなければならない。	文言修正
-9. アンカーハンドリングウインチの運用計画及び手順を策定する際には、ワイヤが隣接する人員や近接す	-9. アンカーハンドリングウインチの操作の計画及び手順を作成する際に、ワイヤが隣接する人員や他の構	文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>る構造物に接触することによる事故もしくはインシデントの発生を防止することを考慮しなければならない。</u> -10. アンカーハンドリングウインチの安全な操作のための手順及び<u>措置</u>は、適用可能な<u>法令</u>、<u>国際基準</u>及び<u>労働安全衛生に関する実務</u>を考慮しなければならない。 -11. アンカーハンドリングウインチを操作する人員は、アンカーハンドリングウインチの操作に関する特定の指示について操作マニュアルを参照しなければならない。 -12. 緊急離脱及び緊急ブレーキ操作の定期的な<u>訓練</u>は、計画的な保守計画に<u>含め</u>なければならない。 4.2.5 操作マニュアル -1. アンカーハンドリングウインチの操作マニュアルは製造者によって提供されなければならない。2026年1月1日より前に搭載されたアンカーハンドリングウインチの操作マニュアルにあっては、製造者から<u>関連資料が入手できない場合</u>、アンカーハンドリングウインチについて十分な知識を有する第三者から<u>提供</u>されたものとするができる。 -2. 操作マニュアルには、各アンカーハンドリングウインチに対して少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) <u>設計、操作及び環境に関する制限事項</u> (2) <u>適切な装具（該当する場合に限る。）</u> (3) <u>安全に関する指示</u> (4) <u>操作手順（該当する場合には緊急時の手順を含む。）</u>	造物に<u>衝突しないよう</u>考慮しなければならない。 -10. アンカーハンドリングウインチの安全な操作のための手順及び手段は、適用可能な国際<u>文書</u>及び国内<u>文書</u>、<u>並びに労働安全衛生のためのベストプラクティス</u>を考慮しなければならない。 -11. アンカーハンドリングウインチを操作する人員は、アンカーハンドリングウインチの操作に関する特定の指示については、<u>操作マニュアルを参照</u>しなければならない。 -12. 緊急離脱及び緊急ブレーキ操作の定期的な<u>操練</u>は、計画<u>された保守計画の一部</u>としなければならない。 4.2.5 操作マニュアル -1. アンカーハンドリングウインチの操作マニュアルは製造者によって提供されなければならない。2026年1月1日より前に搭載されたアンカーハンドリングウインチの操作マニュアルにあっては、製造者によって<u>提供されたものが利用不可能な</u>、アンカーハンドリングウインチについて十分な知識を有する第三者によって作成されたものとするができる。 -2. 操作マニュアルには、各アンカーハンドリングウインチに対して少なくとも以下の事項を含めなければならない。 (1) <u>設計、操作及び環境制限</u> (2) <u>互換性のある装具</u> (3) <u>安全に関する注意事項</u> (4) <u>緊急手順がある場合、それを含む操作手順</u>	文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
-3. <u>操作マニュアルは元の製造、設計及び製作に関するデータに基づき作成され、また、搭載後のいかなる改造も考慮したものでなければならない。製造当初のデータ又は改造時点のデータが利用できない場合、操作マニュアルは現行の操作手順及び運用方法に基づき作成しなければならない。</u> -4. <u>操作マニュアルは国内法の指針も適宜参照して作成しなければならない。</u> 4.3 装具 4.3.1 保守及び点検 -1. 保守及び点検の其々の間隔は、船舶並びにアンカーハンドリングウインチ及び装具の運航特性等を考慮し、<u>法定要件、製造事業者の推奨、業界標準又は主管庁の要求事項に従ったものでなければならない。</u> -2. <u>すべての装具は、海洋環境条件により重大かつ加速的な劣化及び腐食が生じるおそれがあることを考慮し、これに応じた点検及び保守体制を構築し、実施しなければならない。</u> -3. <u>装具の点検及び保守に関する危険性は、当該作業のための手順を作成する際に検討しなければならない。</u> -4. <u>装具は毎回使用前に責任者によって点検しなければならない。</u> -5. 次の(1)から(4)については、特に<u>留意しなければならない。</u>	-3. <u>2026 年 1 月 1 日より前に搭載されたアンカーハンドリングウインチについては、操作マニュアルは元の製造、設計及び建造データに基づき作成され、また、搭載後のいかなる改造も考慮したものでなければならない。元のデータ又は改造データが利用できない場合、操作マニュアルは現行の操作手順及び慣行に基づき作成しなければならない。</u> (新規) 4.3 装具 4.3.1 保守及び点検 -1. 保守及び点検の其々の間隔は、船舶やアンカーハンドリングウインチ及び装具の運航プロファイル等の要素を考慮し、製造者の推奨、業界基準及び主管庁が認める推奨事項に従ったものとする。 -2. <u>すべての装具は、著しい劣化や腐食を加速させる海洋環境の条件に脆弱であると考え、保守及び点検の体制は適切に実施されること。</u> -3. <u>装具の点検及び保守に関する危険性は、当該作業のための手順を作成する際に検討されること。</u> -4. <u>装具は毎回使用前に責任者によって点検されること。</u> -5. 次の(1)から(4)については、特に<u>注意を払うこと。</u>	国内法では、アンカーハンドリングウインチの搭載日によらない規定となっている。 国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) 装具の<u>摩耗</u>, 腐食, 損傷及び機能が正常であること (2) <u>構成部品の破損, 摩耗又は腐食したチェーン, その他これに類するもの（終端部を含む。）</u> (3) 装具の<u>認証</u>, 識別及び標示 (4) 物理的又は化学的な劣化（<u>環境に暴露することによる劣化を含む。</u>） -6. <u>点検の結果, 責任者が装具の運転を適当でないもの, 又は法令要件に適合していないものと認めた場合, 当該装具について, 不備が是正されるまでの間, 休止状態としなければならない。当該装具には, 「使用禁止」であることを明確に標示し, 使用を禁止する旨を標示した年月日を記録し, その他関連の詳細情報も船上で使用する書類に記録しなければならない。休止状態の間は, 2.1.5の規定に従わなければならない。</u> 4.3.2 操作 装具を用いるアンカーハンドリングウインチを操作する人員は, 資格を有し, <u>当該装置に習熟し, 船長により承認されなければならない。</u> 4.3.3 点検及び保守の記録 -1. <u>装具並びにその構成部品及び構造部材について, 定期的な点検及び保守に関する記録を作成し, 船内に保管しなければならない。</u> -2. <u>定期的な点検及び保守に関する記録は, 必要な情報を含むものであり, 明確に判読でき, かつ, 責任者により認証されている場合に限り, 任意の様式で作成することができる。ただし, 製造者の推奨事項があれば, そ</u>	(1) 装具の<u>衰耗</u>, 腐食, 損傷及び適切な機能 (2) <u>端部を含む, 損傷, 衰耗又は腐食したチェーン</u> (3) 装具の識別及び標示 (4) <u>環境への暴露による劣化を含む, 物理的又は化学的な劣化</u> -6. <u>点検が完了した際に, 装具が操作上で安全でない, 又は主管庁の要件に適合しないと責任者が判断した場合, 検査員により欠陥の是正が確認されるまで, 当該装具は休止状態としなければならない。当該装具には, 使用禁止の旨明確に標示し, その状態は記録しなければならない。休止状態の間は, 2.1.4の規定に従わなければならない。</u> 4.3.2 操作 装具を用いるアンカーハンドリングウインチを操作する人員は, 資格を有し, 装置に習熟し, 船長によ<u>って承認されなければならない。</u> 4.3.3 点検及び保守の記録 -1. <u>日常の点検及び保守の記録は, 適切に維持し, 船上に保管しなければならない。</u> -2. <u>日常の点検及び保守の記録は, 各記入事項が必要な情報を含み, 明確に判読可能であり, 責任者により認証されたものであれば, 任意の書式に記して差し支えない。ただし, 製造者が推奨するものがあれば, それを使</u>	文言修正 文言修正 文言修正 文言修正

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
れを <u>活</u> 用しなければならない。	用しなければならない。	

DRAFT

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則検査要領 2 編 アンカーハンドリングウインチ 2 章 試験及び検査 2.3.2 検査 (省略) 4 章 試験及び検査 4.2 アンカーハンドリングウインチ 4.2.2 保守マニュアル <u>規則 2 編 4.2.2-2.にいう「国内法の指針」とは、</u> <u>船舶安全法施行規則船舶検査心得附属書[5]「アンカー</u> <u>ハンドリングウインチのための「揚貨装置の取扱い及び</u> <u>保守に関する説明書及び図面」の作成の指針」をいう。</u>	(日本籍船舶用) 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ 規則検査要領 2 編 アンカーハンドリングウインチ 2 章 試験及び検査 2.3.2 工事の検査 (省略) (新規) (新規) (新規)	文言修正 国内法（船舶安全法施行規則船舶検査心得）を考慮し規定する。

「アンカーハンドリングウインチ」 新旧対照表

新	旧	備考
4.2.5 操作マニュアル 規則 2 編 4.2.5-4.にいう「国内法の指針」とは, 4.2.2 <u>に準じる。</u>	(新規) (新規)	同上
附 則		
1. この改正は, 2027 年 1 月 1 日から施行する。		